

2018₂月



原水協通信

原水爆禁止日本協議会

発行人 赤松宏一

毎月1回6日発行

頒価 220円

電話 (03)5842-6031

FAX (03)5842-6033



原水爆禁止大阪府協議会 大阪府中央区谷町7-3-4 新谷町第3ビル210号 tel(06)6765-2552 fax(06)6765-2837

ノーモアヒバクシャ訴訟相次いで勝利判決



★1月16日、大阪高裁勝利判決

十六日の高裁と二十三日の地裁は、2013年12月に改定した国の「新しい審査の方針」によってなお、一審原告らの原爆症認定申請は認められないとした国の主張の可否と「労作性狭心症」と原爆放射線被曝の影響の可否を問うものであった。



★1月23日、大阪地裁判決

十六日の高裁、二十三日の地裁ともに国の「新しい審査の方針」が定めた認定基準が誤っている、さらに放射線落下物による放射線についての内部被曝の影響を過小評価しているとの批判。狭心症については、高裁判決は影響を否定する問題点があったが、地裁判決では初めて狭心症を放射性起因性を認めた。

初めて狭心症を放射性起因性

新年を迎えて二つの重要なヒバクシャ訴訟が、一月十六日(大阪高裁)、一月二十三日(大阪地裁)ありました。核兵器の非人道性の生き証人である被爆者が原爆症認定を受けるために裁判を起こさなければならぬというこの国の姿勢を正さなければなりません。国連が採択した核兵器禁止条約に対する姿勢とも共通しています。

【二つの裁判の争点】

【判決の結果】

高裁判決は、6人の内3人の被爆者を一審判決を維持し原爆症と認められたが、狭心症や心筋梗塞などを患った他の3人については「被曝以外の要因で発症」との不当な結論をだした。大阪原水協は、国に対して、①「新しい審査の方針」の誤りを認め、これを変更して原告を救済すること、②被爆者が裁判をしないと認めないような原爆症認定の在り方を抜本的に改め、被爆者の命のあるうちに問題を解決すること、③唯一の戦争被爆国として戦争を絶対にしないうことを国際世論に訴え、核兵器禁止条約に加入することこそが日本が国際的な名誉ある地位を示すこと、を求める。

【お説】

八尾市長からもメッセージ寄せられていました!

昨年12月18日、ヒバクシャ国際署名推進・大阪の会が結成されました。この発足総会には、広島市長、長崎市長をはじめ大阪府知事、大阪市長など府内31自治体首長及び6つの政党からの激励メッセージ・祝電が寄せられた。当日の配布資料に各自治体を紹介させていただきましたが、その責任団体である大阪原水協のミスで田中誠八尾市長の御名前を記載し忘れておりました。田中市長をはじめ八尾市の関係者の皆様にご迷惑をおかけしたしましたことを紙面を通じてお詫び申し上げます。

岩田幸雄大阪原水協理事長

“ヒバクシャ国際署名”の推進を
新春の6日、大阪原水協は近鉄上本町で「6・9行動」を行いました。参加者13人で署名101筆カンパ3500円が寄せられました。署名が100筆を越えるほどの反響がありました。昨年末ノーベル平和賞が核兵器廃絶を求める団体に贈られたことの影響と思われます。
各地・各団体で署名の推進をお願いします。

ヒバクシャ国際署名(1月31日現在)

29万4366筆

ガンバッテいきます

- ★大阪民医連は「はがき署名」スタート
- ★大阪うたごえ協議会が340筆
- ★新社会党からも署名用紙が届けられました。
- ★阪南市九条の会から水野謙二ご夫妻から署名をいただいたとの報告
- ※現在府下20自治体首長から署名が寄せられています

2月度6・9行動

2月6日(火)12時上六近鉄

ダイナミックに、ヒバクシャ署名と3000万署名を!

関西原水協学校で決意新たに



☆石川康宏・神戸女学院大学教授

今年の関西原水協学校は、兵庫県原水協が幹事で一月二十七日から二日間、神戸須磨温泉で開催されました。

一日目は講義Ⅰは神戸女学院大学の石川康宏教授の「資本主義日本の到達点を考える」と題した現代日本社会論です。マルクスから説き起こし、安倍政権の日本までを分析する本格的な社会科学の抗議です。(資料必要な方は事務局までお申し出ください)

お話の柱は、①9条改憲をめぐる分岐点に立つ政治、②憲法とは何か、その発展の歴史、③日本における資本主義の発展、④戦後日本社会の特徴、⑤現在の到達点と今年の闘い、というものです。



☆藤原精吾・近畿訴訟弁護団長

そして、2018年を「どうげ」と位置付け、その意味は①「自立と民主主義」の一段の後退に向かう日本の支配層に、それを食い止め、逆に「成長・充実」を迫る転機をつくる闘いの年、②労働者・市民がそのような政治の変化を成しうるのに必要な力量を身につけていく闘いの年です。そのため「大志をもって自分を鍛える」ことを期待しています、と結びます。

講義Ⅱは、ノーモア・ヒバクシャ訴訟弁護団長の藤原精吾弁護士「原爆症裁判から被爆者問題を考える」です。

1955年被団協が結成され



☆安井正和・日本原水協事務局長

てから62年間。大阪の岡本尚一弁護士が始めた原爆訴訟を経て昨年7月の「核禁条約」採択までの裁判闘争を通しての到達点を明らかにされています。そして当面の課題として①「核禁条約」への加入と批准、②被爆者への補償(原爆症認定制度の抜本的改正)、③すべての戦争被害者への国家補償、と訴えられました。

二日目の講義Ⅲは、日本原水協の安井正和事務局長の「禁止条約が切り開いた展望と運動の役割」と題して、私たちに運動の方向性をアドバイスされました。

原水爆禁止運動の原点

2018年3・1ピクニデー集會に参加しましょう!

核兵器禁止条約が採択されて初めて迎えるピクニデーです。

海外からアメリカでの運動の中心、ジョゼフ・ガーソン氏、フィリピンからはコラソン・ファブロス氏、核実験被害の島マーシャル諸島のアバッカ・アンジャイン・マディソン氏らが参加されます。

※参加要項の詳細はホームページをご参照ください。

日時：2月28日(水)～3月1日(木)

場所：静岡(静岡市・焼津市)

昨年7月の「核禁条約」は、国際政治に新しい変化を生み出しました。この条約を採択させた力は、ヒバクシャ・市民団体・自治体・そして非核国の協同です。核兵器廃絶につながる画期的な条約です。だからこそ、核保有国、その同盟国があらゆる圧力・妨害をしています。長年とってきた「核抑止力」論(軍事的圧力)が北朝鮮の核開発を推進させてしまったことは明らかです。

「悪の烙印」を押された核兵器の廃絶は人類的事業です。2018年は、新たな情勢にふさわしく運動をダイナミックに展開し、世界数億のヒバクシャ国際署名に取り組む必要があります、と訴えられました。

来年は大阪が主催です。皆さんのアイデアを事務局にお寄せください。

ピクニデー派遣大綱	
◎ 参加費：宿泊代(夕食交流含)	12,600円
◎ 交通費：バス往復代	13,500円
◎ 分担金：7,500円	(被爆者・学生 4,000円)
◎ 合計	33,600円

【当面取り組み】	
◇	2月6日 「6・9行動」
◇	2月23日 「ピクニデー」参加申し込み締切
◇	2月24日 「非核の政府を求める大阪の会」年次総会(大阪市社会福祉センター)
◇	3月10日 「なくせ!原発 再稼働はんたい 3・10おおさか大集会 2018」(エルおおさか)

「大阪の会」へのカンパのお願い